

平成 25 年 4 月

## 「くすりのしおり®」英語版作成受託のご案内

「くすりのしおり®」英語版作成受託に関しまして、作業体制および「くすりの適正使用協議会会員社」向け料金の見直しを行いましたので、ご案内申し上げます。

### 1) 英語版作成の受託内容

- ①内服剤・外用剤・自己注射剤・注射剤の日本語版「くすりのしおり®」の内容を英訳します。
- ②日本文と英語文との内容の確認  
医薬専門翻訳者及び英語ネイティブ翻訳者によるダブルチェックを行います。
- ③上記英訳と確認を実施後、くすりのしおりクラブ会員社へ「くすりのしおり登録管理システム」内で納品致します。
- ④英語版「くすりのしおり®」掲載後の改訂（2回目以降）については原則受託しません。

### 2) 受託料

「くすりのしおり®」1品目(標準A4判1ページ)当りで下記の受託料をいただきます。

- ・くすりの適正使用協議会の会員社：7,000 円
- ・くすりの適正使用協議会の非会員社：7,000 円

### 3) 委受託手順

- ①製薬企業は、くすりのしおりクラブ会員社が使用している「くすりのしおり登録管理システム」から翻訳依頼を行います。(委託申込書は廃止としました)  
※操作方法はマニュアル参照。
- ②協議会は、翻訳依頼のあった品目の翻訳（医薬専門翻訳者）を行い、内容チェック（英語ネイティブ翻訳者）後、「くすりのしおり登録管理システム」内で納品します。Xml,word,jpg ファイルがそれぞれダウンロード可能です。  
※希望により、CD-ROM にて郵送することも可能です。
- ③協議会は、納品完了後、請求書を送付します。
- ④製薬企業は、請求された金額を指定銀行に振り込んでください。
- ⑤製薬企業は、翻訳された英語版をシステムの管理画面で開き、コードなど翻訳以外の必要項目を入力し、原稿アップロードを行ってください。
- ⑥以降は、通常の「くすりのしおり®」掲載作業と同様の手順となります。

以上